

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(欠格条項に該当するかどうかの確認)	(欠格条項に該当するかどうかの確認)
43—2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があつた場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。	43—2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があつた場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 法第43条第5号及び第7号 原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により <u>法第105条の3</u> の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。なお、都道府県警察から、法第43条第5号又は第7号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。	(2) 法第43条第5号及び第7号 原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により <u>法第105条の2</u> の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。なお、都道府県警察から、法第43条第5号又は第7号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。
(3) (省略)	(3) (同左)
(質問検査等の相手方となる者の範囲)	(新設)
105—1 法第105条第1項第6号《税関職員の権限》の規定による税関職員の質問検査権は、同号に規定する者のほか、調査（105の2—1(1)に規定する「調査」をいう。以下105—4までにおいて同じ。）のために必要がある場合には、これらの者の代理人、使用人その他の従業者についても及ぶことに留意する。	(新設)
(質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲)	(新設)
105—2 法第105条第1項第6号《税関職員の権限》に規定する「帳簿書類その他の物件」には、関税に関する法令の規定により備付け、記帳又は保存しなければならないこととされている帳簿書類のほか、関税に関する調査の目的を達成するために必要と認められる帳簿書類その他の物件も含まれることに留意する。 (注) 「帳簿書類その他の物件」には、国外において保存するものも含まれることに留意する。	(新設)
(「物件の提示又は提出」の意義)	(新設)
105—3 法第105条第1項第6号《税関職員の権限》の規定において、「物件の	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「提示」とは税関職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件（その写しを含む。）の内容を税関職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは税関職員の求めに応じ、遅滞なく税関職員に当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう。</p> <p>（「留置き」の意義等）</p> <p>105—4 法第105条第2項《税関職員の権限》の規定により提出された物件を留め置く場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第105条第2項《税関職員の権限》の規定により提出された物件の留置きとは、税関職員が提出を受けた物件について税関の庁舎において占有する状態をいう。</p> <p>ただし、提出される物件が、調査の過程で税関職員に提出するために輸入者等が新たに作成した物件（提出するために新たに作成した写しを含む。）である場合は、当該物件の占有を継続することは法第105条第2項《税関職員の権限》の規定により留め置くことには当たらないことに留意する。</p> <p>(注) 税関職員は、留め置いた物件について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことに留意する。</p> <p>(2) 税関職員は、令第91条の2《提出物件の留置き、返還等》において準用する国税通則法施行令第30条の3第2項に基づき、留め置いた物件について、留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく当該物件を返還しなければならず、また、提出した者から返還の求めがあったときは、特段の支障がない限り、速やかに返還しなければならないことに留意する。</p> <p>（留置きに係る書面の交付手続）</p> <p>105—5 令第91条の2《提出物件の留置き、返還等》において準用する国税通則法施行令第30条の3第1項の規定により交付する書面の交付に係る手続については、法第2条の4《書類の送達等》において準用する国税通則法第12条第4項及び規則第1条《国税通則法施行規則の準用》において準用する国税通則法施行規則第1条第1項の適用があることに留意する。</p> <p>（「調査」の意義）</p> <p>105の2—1 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準</p>	(新設)
	(新設)
	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する「調査」の意義は、次による。</p> <p>(1) 「調査」とは、関税に関する法律の規定に基づき、特定の輸入者の税額等（法第7条の14第1項《修正申告》に規定する税額等をいう。以下同じ。）を認定する目的その他関税に関する法律に基づく処分を行う目的で税関職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうちに輸入者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までの規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 期限後特例申告書の提出があった場合において、部内の処理のみで決定があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして無申告加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</p>	
<p>(一の調査)</p> <p>105の2—2 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する調査は、輸入者について貨物の輸入によって特定される納税義務に関してなされるものであるから、当該納税義務に係る調査を一の調査として法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までの規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) 例えば、複数の輸入貨物の関税について実地の調査を行った場合において、調査の結果、一の輸入貨物の関税についてのみ更正決定等をすべきと認めるときには、他の輸入貨物の関税については更正決定等をすべきと認められない旨を通知することに留意する。</p>	(新設)
<p>(「実地の調査」の意義)</p>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
105の2—3 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9及び第74条の11に規定する「実地の調査」とは、関税の調査のうち、税関職員が輸入者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものをいう。	
(通知等の相手方)	
105の2—4 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する輸入者に対する通知、説明、勧奨又は交付（以下この項において「通知等」という。）の各手続の相手方は法第105条第1項第6号《税関職員の権限》に規定する「輸入者」（法人の場合は代表者）となることに留意する。 ただし、輸入者に対して通知等を行うことが困難な事情等がある場合には、権限委任の範囲を確認した上で、当該輸入者が未成年者の場合にはその法定代理人、法人の場合にはその役員、当該輸入者が法第95条第2項の規定により税関事務管理人を税関長に届け出ている場合には当該税関事務管理人等、一定の業務執行の権限委任を受けている者を通じて当該輸入者に通知等を行うこととしても差し支えないことに留意する。	(新設)
(事前通知事項としての「帳簿書類その他の物件」)	(新設)
105の2—5 実地の調査を行う場合において、輸入者に通知する事項である法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第1項第6号に掲げる「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」は、帳簿書類その他の物件が関税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされている場合には、当該帳簿書類その他の物件の名称に併せて根拠となる法令を示すものとし、関税に関する法令の規定により備付け又は保存をすることとされていない場合には、帳簿書類その他の物件の一般的な名称又は内容を例示するものとする。	
(「調査の対象となる期間」として事前通知した期間以外の期間に係る帳簿書類その他の物件)	(新設)
105の2—6 事前通知した調査の対象となる期間の調査について必要があると	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>きは、事前通知した当該期間以外の期間に係る帳簿書類その他の物件も質問検査等の対象となることに留意する。</p> <p>(注) 例えば、事前通知した調査の対象となる期間の調査のために、その期間より前又は後の期間における輸入に関する事項を確認する必要があるときは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第4項によることなく必要な範囲で当該確認する必要がある期間の帳簿書類その他の物件の質問検査等を行うことは可能であることに留意する。</p>	
<p>(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p>105の2—7 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該輸入者の私的立場と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、輸入者の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、輸入者の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。</p>	(新設)
<p>(「その営む事業内容に関する情報」の範囲等)</p> <p>105の2—8 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の10に規定する「その営む事業内容に関する情報」には、事業の規模又は取引内容若しくは決済手段などの具体的な営業形態も含まれるが、単に新規の輸入者であることのみをもって事前通知を要しない場合に該当するとはいえないことに留意する。</p>	(新設)
<p>(「違法又は不当な行為」の範囲)</p> <p>105の2—9 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為」には、事前通知をすることにより、事前通知前に行った違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、事前通知後は、このような行為を行わず、又は、適法な状態を</p>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>作出することにより、結果として、事前通知後に、違法又は不当な行為を行つたと評価される状態を生じさせる行為が含まれることに留意する。</p> <p>(「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例示)</p> <p>105 の 2—10 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の(1)から(5)までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、輸入者において、法第114条の2第10号又は同条第10号の2に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。</p> <p>(2) 事前通知をすることにより、輸入者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。</p> <p>(3) 事前通知をすることにより、輸入者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。</p> <p>(4) 事前通知をすることにより、輸入者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。</p> <p>(5) 事前通知をすることにより、輸入者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記(1)から(4)までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する（強要し、買収し又は共謀することを含む。）ことが合理的に推認される場合。</p> <p>(「その他関税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例示)</p> <p>105 の 2—11 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の10に規定する「その他関税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の(1)から(3)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、通関業者、弁護士若しくは弁護士法人、又は弁理士若しくは特許業務法人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。</p> <p>(2) 事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。</p> <p>(3) 事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合。</p> <p>(「更正決定等をすべきと認めた額」の意義)</p> <p>105の2—12 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認めた額」とは、税関職員が調査結果の内容の説明をする時点において得ている情報に基づいて合理的に算定した税額等及び加算税の額をいう。</p> <p>ただし、複数の輸入貨物に係る課税価格の一部又は全部が一括して支払われる場合であって、輸入者が定率法基本通達4—7(3)ただし書の規定により税額等を算出することを希望するときには、当該規定により算出することができるものとする。</p> <p>(調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明)</p> <p>105の2—13 関税に関する調査の結果、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第2項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について輸入者から修正申告書若しくは期限後特例申告書の提出がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となつた事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など税関職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行うことができることに留意する。</p> <p>(注) 調査を再開できる場合には、前項ただし書の規定により税額を算出した場合であって、上記の調査結果の内容の説明が行われた後、輸入者が前項ただし書の規定によることを希望しないこととなつた場合を含む。</p>	
	(新設)
	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(調査の終了の際の手続に係る書面の交付手続)	
105の2—14 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11の規定による書面の交付に係る手続については、法第2条の4《書類の送達等》において準用する国税通則法第12条第4項及び規則第1条《国税通則法施行規則の準用》において準用する国税通則法施行規則第1条第1項の適用があることに留意する。	(新設)
(法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定の適用)	(新設)
105の2—15 更正決定等を目的とする調査の結果、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査の結果につき輸入者から修正申告書若しくは期限後特例申告書の提出がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、税関職員は当該調査（以下この項において「前回の調査」という。）の対象となった輸入者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（上記により再び行う調査をいう。以下この章において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。	(新設)
(「新たに得られた情報」の意義)	(新設)
105の2—16 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報」とは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知又は第2項の説明（105の2—17の「再度の説明」を含む。）に係る関税の調査において質問検査等を行った税関職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。 (注) 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。	(新設)
(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲)	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>105の2—17 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるととき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報を総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。</p>	
<p>(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定の適用)</p>	<p>(新設)</p>
<p>105の2—18 法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の9第4項の規定により事前通知した調査の対象となる期間以外の期間について質問検査等を行おうとする場合において、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第105条の2《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。</p>	